

岡山市安全・安心ネットワーク活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市内の各小学校区・地区の地域団体が連携する安全・安心ネットワークに対して、組織強化を図り、その活動を持続的なものとするため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 小学校区 小学校の通学区域を単位とした地域をいう。ただし、岡山中央小学校区、蛍明小学校区及び山南学園区は次号に規定する地区とし、鹿田小学校区については当該小学校区の通学区域から旧出石小学校の通学区域を除いた地域とし、灘崎小学校区については当該小学校区の通学区域から南区迫川及び南区奥迫川を除いた地域とする。

(2) 地区 岡山中央小学校区、蛍明小学校区及び山南学園区における統合前の各旧小学校（岡山中央小学校区については旧内山下小学校、旧深柢小学校、旧弘西小学校、旧南方小学校及び旧出石小学校を、蛍明小学校区については旧福谷小学校、旧大井小学校及び旧高田小学校を、山南学園区については旧大宮小学校、旧太伯小学校、旧幸島小学校及び旧朝日小学校をいう。）の通学区域を単位とした地域をいう。

(3) 地域団体 安全・安心ネットワークを構成する団体をいう。

(4) 安全・安心ネットワーク 市内の各小学校区・地区を活動エリアとする町内会、婦人会、老人会、消防団、交通安全対策協議会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会その他の団体が、お互いの情報を共有し、地域の課題解決に向け、自主的に一体となって活動することを目的として組織されたネットワークをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、安全・安心ネットワークが行う活動で、次に掲げるものとする。

- (1) 防犯・交通安全活動
- (2) 防災活動
- (3) 環境美化活動
- (4) 地域福祉活動
- (5) 健康づくり活動
- (6) その他安全・安心ネットワークが地域力向上のために実施する事業

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、第2条第2項第4号に規定する安全・安心ネットワークとする。

(補助金の交付の制限)

第5条 補助金の交付回数は、同一の補助事業者について、年1回とする。

2 他の補助制度の対象となっている経費については、補助金の対象としない。

(補助対象経費)

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、安全・安心ネットワークの活動に必要な経費(食糧費を除く。)とする。

(補助金額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費のうち5万円を上限として市長が定める額とする。

(交付の申請)

第8条 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1)安全・安心ネットワーク規約

(2)安全・安心ネットワーク組織図

(3)安全・安心ネットワーク活動に関する資料

2 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第3号及び第4号の書類の添付は要しないものとする。

(着手届及び完了届の免除)

第9条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は、要しない。

(実績報告)

第10条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、安全・安心ネットワークの活動の実績を明らかにする書類とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、領収書その他の経費の支出を証する書類の提出を求めることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。